

住まい探しでお困りの人への居住支援

「広島市居住支援協議会」では、住まい探しで困っている人(住宅確保要配慮者)が円滑に入居できる環境整備を目的に、情報提供などの活動を行っています。
図同協議会事務局(住宅政策課(☎504-2292、☎504-2308)、保護自立支援課(☎504-2799、☎504-2169))

住宅確保要配慮者(要配慮者)とは

低額所得者、被災者、高齢者、障害者、子どもを養育する人、外国人、その他住宅の確保に特に配慮を必要とする人のことです。

- 住まい探しの協力店一覧
- セーフティネット住宅情報提供システム
- 各パンフレット

詳しくは、市ホームページで。

市HP ページ番号 350817



要配慮者や、大家・不動産事業者、情報を提供しています。

① 住まい探しの協力店

要配慮者であることを理由に仲介を拒否することなく、住まい探しを協力的に行うことに同意した不動産事業者の一覧を作成し、情報を提供。

② セーフティネット住宅

住戸の床面積25㎡以上や耐震性などの条件を満たし、要配慮者の入居を拒まない住宅として登録し、情報を提供。

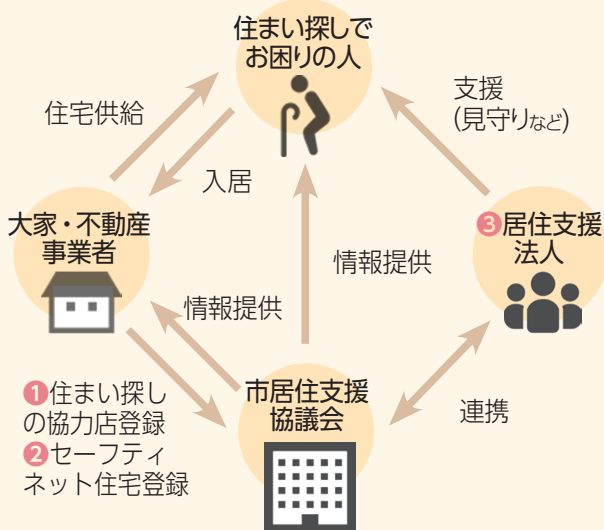
③ 居住支援法人

要配慮者に対し、入居相談などの支援を実施する県指定の居住支援法人の情報を提供。

住まい探しでお困りの人、ご利用ください

- ① 「住まい探しの協力店一覧」を、市ホームページ(右上参照)や区役所などに設置のチラシで確認できます。お近くの協力店にご相談ください
- ② 「セーフティネット住宅情報提供システム」(右上参照)で、登録住宅を確認することができます
- ③ 居住支援法人では、入居相談や見守り、生活相談などの支援を行っています。詳しくは、「居住支援法人のご案内パンフレット」で。市ホームページ(右上参照)に掲載しているほか、区役所などに設置しています

住宅確保要配慮者への居住支援のイメージ



大家・不動産事業者の皆さん、ご検討ください

- ① 「住まい探しの協力店一覧」への掲載をご検討ください。詳しくは、住宅政策課(左上問い合わせ先)まで
- ② 賃貸住宅を「セーフティネット住宅」として登録(1戸単位)することをご検討ください。登録住宅は、「セーフティネット住宅情報提供システム」へ掲載されます。改修する際の国の補助制度などもあります
- ③ 要配慮者に対して、居住支援法人が見守り(有償)などの支援を行っています。詳しくは、「居住支援法人のご案内パンフレット」で。また、「住宅確保要配慮者への住宅賃貸の際に役立つサポート情報パンフレット」もご参考に。市ホームページ(右上参照)でご確認ください

花と緑のまちづくりを推進します

市は、花と緑あふれる美しいまちの実現を目指して、市民や企業の皆さんと、さまざまな取り組みを行っています。
図緑政課(☎504-2396、☎504-2391)

各事業では、協賛団体などを募集しています(詳しくは各二次元コードから)。

花と緑の広島づくりネットワーク

地域を花と緑で飾る活動をしている個人や団体、企業など、花と緑あふれるまちづくりに賛同する人は登録できます。

- 市ホームページでの活動紹介、情報提供、講習会や交流会 など (写真①)



花と緑のまちづくり地域活動促進事業

道路、公園などの公共施設で、地域の皆さん(3人以上)が行っている花を飾る活動(すでに3年以上継続)を支援します。

- 花壇などの面積に応じて、活動に必要な資材(花苗や種子、培養土、肥料など)を提供



グリーン・パートナー事業(協賛)

紙屋町交差点、八丁堀交差点、平和大通りの主な交差点に設置の花壇は、協賛金を募り、管理をしています。

- 花壇に設置したプレートや、市ホームページで協賛者を紹介 (写真②)



四季の花プランター設置事業(協賛)

広島駅周辺、駅前大橋、稻荷町、八丁堀、紙屋町、相生橋に設置のプランターは、協賛金を募り、四季折々の草花を植えています。

- プランターに設置したプレートや、市ホームページで協賛者を紹介 (写真③)



相続登記の申請が義務になります

民事基本法制の見直しにより、令和6年4月1日から相続登記の申請が義務化されます。
図都市整備調整課(☎504-2313、☎504-2529)

所有者が分からない土地・建物をなくすために

所有者が分からない土地・建物は、利用や管理が困難であるため、公共事業や災害復興の妨げとなっています。この問題を解決するため、令和3年4月に民法などが改正されました。

改正に伴う諸制度は、令和5年4月から順次施行されており、令和6年4月1日からは相続登記の義務化が始まります。

詳しくはお問い合わせか、ホームページをご覧ください。

【問い合わせ先】

広島法務局(☎228-5741)

検索 広島法務局 相続の手続



お気軽にご相談ください



不動産登記推進イメージキャラクター「トウキツネ」

相続登記制度Q & A

- Q 制度開始より前に相続した不動産があるのですが、登記をしないといけませんか
 A 令和6年4月1日より前に相続した不動産も義務化の対象になります ※3年間の猶予期間があります
- Q 相続登記をしない場合には罰則があるのですか
 A 正当な理由がないのに、不動産の相続を知ってから3年以内に相続登記の申請をしないと、10万円以下の過料の適用対象となります
- Q 相続登記について、どこに相談すればよいのですか
 A 管轄法務局や登記の専門家である司法書士などにご相談ください